

ただいまの公明党議員団を代表して、青木 博子（あおき ひろこ）議員からのご質問に、順次、お答えをさせていただきます。

1（1）

始めに「超ソロ社会に備えて」のご質問にお答えします。まず、一人暮らしの高齢者を支える「高齢者等サポート事業」についてです。

区では、高齢者等の終身サポート事業として、エンディングノートの活用のほか、高齢者あんしんセンターや北区社会福祉協議会、権利擁護センター あんしん北 において、高齢者の終活に関わる取り組みを進めています。

一方、国は、身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業を実施していますが、新たに 身元保証を代替する支援や 死後事務支援などが加わるなど、広範な取り組みが求められています。

区としては、高齢者の意思が十分に尊重されることが重要と捉えています。終身サポートの取り組みは多岐に渡り、専門性が高い内容もあることから、これまでの取り組みを踏まえながら、区としての終身サポートの方向性を整理し、今後の計画的な事業実施について検討してまいります。

1 (2) ア

次に、生活基盤である住宅支援についてのご質問に、お答えします。

まず、身元保証や死後事務 委任の事業の推進についてです。

区では、高齢者の方をはじめ 住宅確保 要配慮者の居住支援を進めるため、当事者及び、民間賃貸住宅のオーナーの方（かた）向けに、それぞれ「北区の居住支援に関する制度のご案内」のパンフレットを作成しています。

このパンフレットの中で、ご紹介いただいた両団体が提供するサービスについて掲載するとともに、両団体が発行しているリーフレットについても、住宅課窓口をはじめ、区内関連施設に配置するなど、周知に努めているところです。

引き続き、制度の一層の周知と、利用手続き支援のため、居住支援団体などとの連携強化を図ってまいります。

1 (2) イ

次に、お部屋探しサポート事業及び区内事業者の居住支援法人の指定について、です。

お部屋探しサポート事業「よりそい型」の実績は、これまでに相談件数が109件、そのうち成約件数は18件となっています。

また、区内事業者の居住支援法人の指定については、行政と連携した活動実績や支援計画の作成などが求められることから、区としましては、意

欲のある事業者に対して、日頃から居住支援にかかわる公民連携の取組みを通じて、法人化に向けた体制整備をサポートするなど、東京都への推薦も検討してまいります。

1 (2) ウ

次に、住宅相談について、です。

区では、高齢者等の住宅確保 要配慮者にかかわる相談支援を含めた住宅政策を、関係機関とも協力を図りながら、展開しているところです。

相談支援内容としては、住宅施策 全般にわたるものから、在宅生活 維持に必要な住宅改造助成にかかわるもの、生活困窮者の方を対象に就労・家計相談と合わせながら住居確保 給付金を支給するものなど多様であり、各所管で適切に対応を図っています。

また、住宅部局と福祉部局が連携した窓口設置や外部化については、住宅セーフティネット法や

生活困窮者 自立支援法により、居住支援体制の一層の強化が各自治体に求められているところですので、現在進めている北区住宅マスタープランの改定作業等を通じて、検討してまいります。

1 (3) ア

次に、若者・おひとりさま支援について、です。

まず、区内の若者の声を反映できる仕組みの構築についてお答えします。

区では、小・中学生モニター会議や幅広い世代の区民による区政モニターなど各種モニター事業に取り組み、いただいたご意見、ご提案を区政に反映してまいりました。

また、隔年実施の高校生モニター会議では、今年度は参加人数の拡充や学校推薦方式から自薦方式にするなど生徒自らが発信、提案可能な方法で実施いたします。

一方、若者世代に焦点を当てた声を聞く場、意見を反映させる取組みは、これまで行っておりませんでしたので、若者が参加しやすく、意見が言いやすい場の一つとして、今年度、オンラインによる広聴事業を実施する予定です。

今後オンライン広聴をはじめ、周知方法や手法等、工夫を加えつつ、若者世代が積極的に意見や提案がしやすい環境、仕組みの構築に努めてまいります。

1 (3) イ

次に、北区版の奨学金 返還支援事業の実施についてです。

日本では、人口減少に加え、生産年齢人口も減少しているため、人材不足問題が深刻化しています。また、働き方の多様化により、様々な働き方を選択できる時代になっており、企業成長のためには新たな人材の確保や既存人材の定着が重要な

ものとなっています。区でも中小企業の人材確保・定着は、重要なものと認識しており、セミナーとコンサルタントを通じた支援を行うとともに、ハローワークや職業訓練開発センターなどの関係機関と連携した職業訓練の実施により、区内産業を支える人材育成も図っています。また、特定分野の支援となりますが、東京都「中小企業 人材確保のための 奨学金 返還支援事業」の制度を積極的に周知するとともに、北区版の奨学金 返還支援事業の実施については、他自治体の動向も注視しつつ、今後の産業振興施策 全体の中で優先順位を見極めた上で検討してまいります。

1 (3) ウ

次に、都営住宅への大学生 入居拡大等について、です。

東京都では、大学と協定を結び、その学生が都営住宅に居住して、団地の自治会が行う活動に協

力するなど、都営住宅や地域のコミュニティの活動を支援する取組みを進めています。

東京都は、現時点で9大学と協定を締結しており、区内では、東洋大学と協定を締結し、昨年3月から桐ヶ丘団地に9名の学生が入居しているところです。

東京都からは、この取組みを今後も推進していくと聞いており、区としても その他の団地への展開について、積極的に働きかけてまいります。

なお、区営住宅での実施については、管理戸数や、空き家募集における倍率等を考慮すると、まずは住宅に困窮する 低所得世帯向けの 供給を優先したいと考えています。

2 (1) (2)

次に、区財政について、お答えします。
まず、基金の積み増しについてです。建設コストの上昇については、本年5月に庁内でプロジェク

トチームを発足し、その対策について、検討を重ねておりますが、この間もコストの上昇は著しく、本定例会におきましても、建設コスト上昇の影響による増額等の補正予算を提出させていただいています。

今後も資材の高騰や賃上げ、建設業界の働き方改革の推進などにより、高止まりが想定されるため、今後の施設整備や改修においては、特定財源の確保はもとより、基金と起債の一層の活用を要することから、建設コストの縮減対策を講じるなど事業費を適正に見積もったうえで、必要とする基金残高の確保に向けて、基金への計画的な積立てを確実に行っていく必要があると考えております。

次に、物価上昇に対応できる柔軟な予算と今後の予算編成の見通しについてです。

この間、物価高騰や労務単価の上昇に対応するため、事業者から適宜ヒアリングや見積もりの聴

取を行い、市場の動向等を分析しながら、早期発注のための債務負担行為 設定や物価高騰を予測した予算の上乗せなど、柔軟な予算編成に努めているところです。

今後も予算編成の中で、社会経済状況等の変化や先行きの見通し、建設コスト高騰の影響を踏まえた基金と起債の計画的な運用など、常に中長期的な視点を持ち、7つの主要政策をはじめとした区民サービスの向上をしっかりと実施していくとともに、一層の歳出削減と歳入確保に取り組み、持続可能な財政運営を確保してまいります。

3

次に、包括外部監査制度についてです。
区では、今年度から新たな常勤監査委員を任命し、豊富な行政経験及び 知見からの新しい視点を採り入れた監査を執行しており、さらに現行の

監査委員制度による監査を充実させるよう、取組の議論を始めているところです。

また一方で、監査と同様に事務の適切な執行状況を担保する目的である 内部統制制度におきましては、区での導入後5年が経過し、効果の検証や必要な見直しの検討も進めています。

包括外部監査制度は、監査機能の専門性と独立性を高め、監査機能の充実と強化を図るとともに、区政の透明性の確保にも資するものであると認識しております。

現在、23区では4区がこの制度を導入し運用中ですが、このほか4区が導入後に廃止し、1区が休止中であることから、運用の難しさが課題と捉えており、区の現況を踏まえ 効率的かつ効果的な監査の仕組みを検討していく必要があるものと考えています。

そうしたことから、まずは現在の監査委員制度における監査の更なる充実を図り、合わせて内部

統制制度の取組について工夫を採り入れながら全庁への浸透を図ってまいりたいと考えています。

なお、指定管理者制度につきましては、指定管理者の創意を損なうことのないよう配慮しつつも、一般管理経費をはじめとした経費の積算根拠を確認することなど、重要であると認識しており、現在、外部有識者の意見も参考にしつつ、運用充実に向けた庁内検討を行っているところです。

4（1）

次に、「まちづくり」について、お答えします。まず、グリーンインフラの導入についてです。グリーンインフラは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。

北区緑の基本計画 2020 においては、区での暮らしをより豊かにしていくためにグリーンインフラとしての緑の多面的価値を区民が享受できることが大切であるとしています。

王子や赤羽等の駅周辺のまちづくりにおいては、特に緑が不足していることから、公共施設整備や民間開発等の様々な機会を捉えて積極的な緑の創出を推進していくなかで、グリーンインフラの考え方を取り入れ、雨水流出抑制等においても自然環境がもたらす効果を十分に発揮できるよう工夫し、地域特性に応じたエリア一帯のまちづくりを推進してまいります。

4 (2)

次に「かわまちづくり」について、お答えいたします。

現在、区では、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間形成を目指し、地域の活性

化、ブランド力向上等を実現するため、岩淵周辺地区において、

「かわまちづくり計画」の策定を進めています。

計画の策定にあたっては、多様な主体で構成された「北区岩淵周辺地区かわまちづくり計画協議会」での検討に加えて、中学生モニターにおいても、かわまちづくりをテーマに様々なご意見等をいただき、参考にしているところです。

引き続き、河川敷利用の制約条件等も勘案しながら、最寄り駅からのアクセス性なども含め、ハード・ソフト両面から施策について検討し、計画を策定してまいります。

4（3）

次に、森林環境譲与税を活用した荒川上流域の森林整備についてです。

森林環境譲与税は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整

備及びその促進に関する施策」に充てることとされています。

区では、ゼロカーボンシティの実現及び子どもが木材に親しむ環境づくりに寄与する取組である、友好都市等との森林整備によるカーボンオフセットや環境学習等の事業に優先して充当しています。

荒川の環境保全については、流域治水の取組や森林保全は重要であるとの認識のもと、荒川沿川（えんせん）自治体による「広域自治体連携ミーティング」において、協議しているところです。こうした協議体や下流域沿川自治体の動向を踏まえながら、秩父の森林整備などへの森林環境譲与税の活用については、今後の検討課題とさせていただきます。

4（4）ア

次に、赤羽駅東口まちづくりについて、お答えします。

まず、赤羽一丁目第一地区における公共的自転車駐車場の取り扱いについて です。

第一地区における再開発ビル内に整備する自転車駐車場は、同地区の再開発組合が、赤羽駅周辺の放置自転車対策としてのまちづくりへの公共貢献として整備するものであり、現在の事業計画では、地下に配置する計画となっています。

しかし、同組合からは、大雨時の浸水被害を回避するなどの観点から、地上階への変更について区に相談があり、現在、区民の利便性を考慮した設置になることを前提に、最終的な協議を行っているところです。

同地区の再開発事業は、赤羽駅周辺まちづくりにおける重要なリーディングプロジェクトであることから区として、引き続き、同組合としっかり

連携し、自転車駐車場整備にかかわらず、この再開発事業全体が円滑かつ着実に進むよう、同組合への支援を行ってまいります。

4（4）イ

次に、赤羽駅東口地区まちづくり全体協議会総会についてです。

赤羽駅東口地区まちづくり全体協議会総会は、同協議会の会則において、対象地域内に居住する住民、自治会、商店街会、PTA等の関係者と区をもって構成するとされており、また、協議会の運営は、当該住民等を中心に区と協働して運営することとされています。

この会則の趣旨を踏まえれば、総会で協議して決議する重要事項については、当該住民等の意思が尊重されるべきものであり、当該住民等以外の者の意見によって、総会の決議が左右されるよう

なことは望ましいことではないと考えています。

そのため、事務局である区としては、当該住民等の意見が地域のまちづくりにしっかり反映されるよう、協議会の正副会長と連携しながら、今後の協議会運営に努めてまいりたいと考えています。

また、昨年9月の総会において不承認となった「まちづくり提案」については、協議会の幹事の皆様が長年にわたって検討し、取りまとめた成果であり、区としても、対象地域の住民等の意見として尊重すべきものと認識しています。

区では、現在、「赤羽駅周辺地区 まちづくり基本計画」の策定検討を進めていますが、検討会には、協議会の会長にもご参加いただき、ご意見・ご提言をいただくとともに、検討会では、概ね、当該「まちづくり提案」と同趣旨の内容での意見交換等が行われています。

そのため、区としては、今後、当該「まちづくり提案」の趣旨を、基本計画策定に活かしてまいりたいと考えています。

4（4）ウ

次に、赤羽駅東口のまちづくりのあり方と区の意気込みについてです。

現在進めている「赤羽駅東口 周辺地区 まちづくり基本計画」策定検討会では、第一地区に隣接する第二・第三地区の市街地再開発 準備組合からいただいた 要望なども踏まえ、赤羽小学校のエリアも含めた「重点区域」を先行して議論していますが、同計画の対象区域は、赤羽会館や赤羽公園をはじめ、ご指摘いただいた赤羽駅東口 駅前広場や赤羽岩淵駅、赤羽東公園や旧赤羽警察署跡地などを含む周辺区域も想定しています。

また、検討会では、緑被率の不足解消も課題と考えられていますので、基本計画策定等の中で検討してまいります。

100年先を見据え、子どもたちの世代、さらにその先の世代にも誇れる魅力ある赤羽のまちづくりができるよう、今後とも、地域住民の皆様の声にしっかり耳を傾けながら、広い視野をもって取り組んでまいります。

5（1）

次に、大規模災害時の避難所について お答えします。

まず、避難所開設訓練への多様な団体の参加及び訓練の改善についてです。

区が主催する避難所 開設訓練については、自主防災組織の皆さまを中心に実施しておりますが、今年度より取り組みを開始した「地区 防災計画の策定支援」においては、地区防災会議の

皆さまと、同会議から推薦を受けた消防団や医療機関などの各種 地域団体等で構成する検討体制を整えていく考えです。

今後、避難所 開設訓練の実施にあたっては、この体制の活用を含め、多様な団体の参加について、地域の皆さまと検討してまいります。

5 (2)

次に、在宅避難者の支援拠点についてです。現行の避難所運営マニュアルにおいて、在宅避難者が避難所で受けられる支援として、食糧や水などの生活物資の提供や各種情報などの提供を掲げております。

また、北区 地域防災計画において、車中泊での避難については、東京都の対応を踏まえ、原則として認めることは困難としておりますが、やむを得ず 車中泊をされる方に対して、エコノミークラス症候群等の予防措置を記載しております。

令和6年6月に国の防災基本計画が修正されたことから、今後、区においても東京都の動向を見据えながら、在宅避難や車中泊避難など避難所外の避難者への対応について検討してまいります。

7

最後に、ドナルド・キーン氏蔵書整理・調査プロジェクトの今後の展開についてです。

本プロジェクトにつきましては、令和4年度から、ドナルド・キーン記念財団と東洋大学との共同事業として実施し、蔵書整理では、書籍への書き込みなども丹念に調査しました。

昨年度、蔵書のリスト化が終了し、本年7月には、東洋大学において、プロジェクトの完成記念報告会や蔵書の特別展が開催され、日本国際文化学会では、プロジェクトを担当した石田教授が、プロジェクトの成果と意義について、報告されました。

完成した蔵書リストにつきましては、国内外においてキーン氏の功績を学問的に研究する基礎になるものと考えますが、区におきましては、今後、キーン氏を顕彰する事業において、メモが書かれた書籍を展示・紹介するなど、誰もがキーン氏の人柄や魅力を身近に感じられるよう、更なる活用を検討してまいります。

以上、お答え申し上げます。区民の皆様の生活に身近な諸課題につきまして、広範にわたり、数々のご提言をいただきました。こうしたご意見をいただきながら、さらなる区政の推進に努めてまいります。ありがとうございました。